

令和 8 年度 第 1 回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和 8 年 7 月 1 0 日
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 時間になりましたので、ただいまから令和8年度第1回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいますようお願いいたします。

環境保健衛生課動物愛護推進担当の葛西でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、動物愛護管理専門課長の栗原から、ご挨拶を申し上げます。

○動物愛護管理専門課長 皆様、本日はお暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

健康安全部動物愛護管理専門課長の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

令和8年度になりまして第1回目の動物由来感染症検討会ということで、事務局を代表しまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

昨今、SFTSの患者数、昨年を上回るペースで増加しているというようなニュースもございますし、4月には千葉で猫のSFTSの感染事例が確認されるということなど、最近、度々SFTSに関する注意喚起のニュースが取り上げられるようになったなという印象がございます。海外でもハンタウイルス、エボラ熱に関する話題もございます、動物由来感染症に関する社会的関心がますます高まっていると感じているところでございます。

本検討会におきましては、都内での動物由来感染症の発生予防を目的といたしまして、愛玩動物などにおける病原体保有状況調査、それから都民への正しい知識の普及啓発に関する取組につきまして、引き続き委員の皆様のご意見をお伺いしながら、動物由来感染症対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

本日は、昨年度第2回の検討会での報告に続く形になりますが、令和7年度の調査事業の最終結果のご報告、それから今年度の事業計画についてご説明をする予定でございます。

今回、集合とWeb併用の形式で開催させていただいております。限られた時間ではございますが、委員の皆様の活発なご討議をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、委員の皆様をご紹介します。

次第の次に検討会名簿がございますので、ご覧ください。

初めに、委員に交代がありましたので、ご紹介いたします。

これまで委員にご就任いただいております貞升委員がご退任されましたので、新たな委員として、健康安全研究センター微生物部長の千葉委員にご就任いただいております。

○千葉委員 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続いて、名簿の順にご紹介いたします。

- 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所獣医科学部主任研究員の鈴木委員です。
- 鈴木委員 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 W e bでご参加いただいております公益社団法人東
京都獣医師会理事の高藤委員です。
- 高藤委員 高藤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 都立墨東病院感染症科部長の中村委員です。
- 中村委員 墨東病院の中村です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 W e bでご参加いただいております、西多摩保健
所担当部長の森田委員です。
- 森田委員 西多摩保健所の森田です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
- 続きまして、事務局を所属ごとに、名簿の順にご紹介いたします。
- まず、感染症対策部です。高橋防疫課長です。
- 感染症対策部防疫課長 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 防疫課、岩村防疫担当課長代理です。
- 感染症対策部防疫課防疫担当 岩村です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 健康安全研究センター微生物部の方をご紹介いたし
ます。W e bで参加しております、森病原細菌研究科長です。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 森です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 病原細菌研究科、久保田主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 久保田でございます。よろ
しくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 W e bで参加しております、病原細菌研究科、村田
主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 村田です。よろしくお願
いします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ウイルス研究科、高橋主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 高橋です。よろしくお願
いします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 食品微生物研究科、上原主任研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員 上原です。よろしくお願
いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 病原細菌研究科、小林研究員です。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 小林です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物愛護相談センター、桑山多摩支所長です。

- 動物愛護相談センター多摩支所長 桑山と申します。よろしくお願いします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 佐藤業務担当統括課長代理です。
- 動物愛護相談センター業務担当 佐藤です。よろしくお願いします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 多摩支所、小林監視第一区担当統括課長代理です。
- 動物愛護相談センター多摩支所監視第一区担当 小林です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 藤澤城南島出張所長です。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 藤澤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 健康安全部環境保健衛生課、灘本動物愛護管理担当統括課長代理です。
- 環境保健衛生課動物管理担当 灘本です。よろしくお願いします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議についてご案内いたします。本日は、対面及びT e a m s によるW e b 併用開催となっております。

高藤委員、森田委員におかれましては、W e b でご出席いただいているところです。

また、ほかに感染症対策部の防疫担当の職員、動物愛護相談センターの職員が計6名、W e b にて傍聴しております。

続きまして、資料の確認をいたします。あらかじめ、本日の資料はメールにてお送りさせていただきました。また、会場にてご出席の方には、お手元に議事次第、委員名簿、座席表を紙でお配りしております。そのほかの資料や参考資料につきましては、ペーパーレスの取組推進のため、机上のタブレット端末に入れております。本日使用する資料は、端末画面に表示しております。画面を右にスワイプすると次のページに、戻るときは左にスワイプをしていただければと思います。また、画面左上にございます資料切替というボタンを押しますと、参考資料をご覧いただけます。また、左上の戻るボタンを押して、上に表示される資料一覧というボタンを押しますと、過去2年分の検討会資料が表示されますので、適宜ご参考になさっていただければと思います。

次に、W e b 出席の方におかれましては、マイクは原則オフにさせていただきまして、ご発言いただく際には挙手をしていただき、マイクをオンにしてご発言をお願いできればと存じます。

次に、検討会の座長についてお諮りできればと存じます。

座長につきましては、本検討会の設置要綱によりまして、委員の互選により選出することとなっております。昨年度まで貞升委員にお願いしておりましたところですが、委員の皆様からご意見などございませんでしょうか。

森田委員、お願いいたします。

- 森田委員 森田です。座長は貞升委員の後任であります千葉委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ご発言ありがとうございます。

ただいま森田委員から千葉委員を推薦するご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、千葉委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、千葉座長、以降の議事進行をお願いいたします。

○千葉座長 ただいま座長を仰せつかりました健康安全研究センター、千葉でございます。大変僭越ながら、今回の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本会の運営について、再度事務局からご説明よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本検討会は原則公開となります。また、資料及び議事録につきましても公開することとなっております。あらかじめご承知ください。

この会議につきましては、ホームページにて会議の案内を告知しておりまして、傍聴の募集もしておりましたところですが、本日お申し込みはなく、傍聴される方はいません。

○千葉座長 ありがとうございます。例年どおりではございますが、事務局から、本会議議事録は公開ということで、皆様からご了承いただいたというふうに理解しております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題１です。令和７年度動物由来感染症調査実施結果について、(１)から(４)までの事項について、事務局からの報告を受け、その後、委員の皆様からご意見を頂戴する形で進めさせていただきたいと思います。

では、事務局から、まず(１)の調査結果について、説明をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、資料に沿って、まず、令和７年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果についてご説明いたします。

本結果は、昨年度第２回検討会にて速報として既にご報告しておりまして、内容に変更はございませんが、改めてご説明させていただきます。

資料は資料１－１と１－２となります。

まず、資料１－１が動物取扱業の販売、いわゆるペットショップにおける調査結果です。

調査は、７月から１０月の間に都内で販売の登録を受けている第一種動物取扱業者のうち、協力の得られました８施設を対象としまして、そこで販売されている犬５２頭、猫２２頭、合計７４頭について、病原体保有実態調査を行いました。内訳の詳細は資料をご覧ください。

４番、検査項目と検査方法ですが、飼養実態調査につきましては、ペットショップ

の従業員に飼養状況の聞き取りを行っております。病原体保有状況調査につきましては、検査項目、検査方法を表1にお示ししているところです。

次のページに行きまして、5番の実施機関について。検査は健康安全研究センターにて実施しております。

6番の結果ですけれども、表2に調査した8施設の飼養管理状況をお示ししております。バツですとか、少し違う部分のご説明を中心にさせていただきますけれども、施設Cの定期的なシャンプーの項目がバツとなっております。こちらは、体が汚れてしまった際や、必要であれば都度実施するという形で聞き取っております。また、この施設Cの飼養施設の点検記録もバツとなっておりますが、こちらは当日の清掃状況について、ホワイトボードでチェックを記入する形式となっております。記録の保管がされていなかったというところで指導をしております。

施設Fの体調異常の項目が丸となっております、こちらは米印の3番として記載もごさいますが、当該調査の対象ではない同居の成犬において粘液便が1回確認されたため、丸としたと聞き取っています。

次のページにお進みください。(2)の病原体保有状況調査についてです。まず、表3が糞便検査結果です。毒素原性大腸菌、病原血清型大腸菌、糞線虫、ジアルジアが検出されております。

続いて、表4が被毛の検査結果となります。犬で10検体、猫で9検体から皮膚糸状菌が検出されております。

次のページから、施設別の検査結果をお示ししております。

まず表5、犬の結果では、毒素原性大腸菌や病原血清型大腸菌、糞線虫、皮膚糸状菌、ジアルジアについてはC型とD型が検出されております。

施設Fでは全頭でジアルジアが検出されておりますが、こちらの施設は自家繁殖で群管理をしております。同居犬を含めて駆虫治療を実施していただいております。

表6、猫の結果では、病原血清型大腸菌、皮膚糸状菌が検出されております。

(3)が陽性個体への対応状況です。陽性個体が確認された各施設においては、動物愛護相談センターから必要に応じてかかりつけの獣医師に診察や治療などの相談をするよう指導を行っております。あわせて、検出された細菌や寄生虫の特徴などを記載した文書も配付いたしまして、再検査についてのご案内しております。昨年度は、施設Dの病原血清型大腸菌が陽性となった犬について、抗菌薬による治療後に再検査を実施いたしまして、陰性を確認しております。以上が資料1-1に関する説明です。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらは、同じく動物取扱業の種別「展示」における調査結果です。

調査対象は、動物園のふれあい展示に供されている動物のうち、過去の調査で病原体の検出が高かった反芻動物及び豚としております。

昨年度は、動物園Aにおいてふれあい展示に供されているヒツジ2頭、ヤギ2頭の

糞便を対象といたしました。調査期間、検査項目及び検査方法は資料に記載のとおりです。

6 番の実施機関ですが、こちらでも健康安全研究センターにて検査をしております。

次のページに進んでいただきまして、7 番の結果についてです。表 2－1、2－2 のとおり、対象動物全てで調査対象の病原体は分離されませんでした。

次のページが 8 番、調査結果への対応です。全ての動物が陰性でしたため、治療や再検査などの対応はありませんでした。陽性結果が出た場合には、厚生労働省のガイドラインに基づきまして対応を行う計画となっており、事業者にもその旨説明し、体制を整えていただいております。

続いて 9 番、動物園における、動物と接触する人に対する注意喚起についてです。

動物園で日常的に実施している注意喚起ですとか施設の状況を確認しております。

こちらの A 動物園では、ふれあい広場近くに手洗い場がありまして、小さな子供でも容易に手洗いができるように踏み台が設置されていました。また、ハンドソープや消毒用アルコールを十分量、用意していたほか、利用者への手洗いを促すポスターが掲示されていることも確認しております。

動物取扱業の調査については以上です。

○千葉座長 ありがとうございます。

資料 1－1 と 1－2 について、続けて説明いただきました。

ただいまの事務局からの説明に対して、委員の先生方からご質問等はございますでしょうか。

高藤先生、お願いいたします。

○高藤委員 資料 1－1 なんですけれども、ペットショップということは、子犬や子猫が想定されるんですけれども、どれくらいの月齢かということは把握していますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 こちら、調査するときに聞き取っております、店舗によって様々ですが、大体 2 から 4 か月齢の個体が多くなっているところです。

○高藤委員 なぜその質問をしたかということ、前にも話が出ているかもしれないのですが、2 から 4 か月齢の子猫に、トキソプラズマで、オーシストが排出される可能性というのが、生肉だとかをペットショップの管理の中で食べる可能性というのがかなり低くて、2 か月から 4 か月齢で、このトキソプラズマのオーシストが見つからなかったことが、じゃあ、ペットショップでは少ないですよとはなかなか言えないのかなと。今までも、トキソプラズマは出たことがないのかなとも思うんですけれども、月齢だとか、感染様式を考えると、検査対象としては適当なのかなと感じました。

○千葉座長 ありがとうございます。事務局からコメントはございますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 管理の仕方として、屋内で飼われていますので、そのとおりの部分はあるかなと思いますが、こちらの動物たちは、基本的にお客様にわた

る動物のため、安全性の確認や、モニタリングという意味で、項目としては入れさせていただいているところではあります。

今後の調査計画を立てるときに、今いただいたご意見なども参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○千葉座長 今の高藤先生からのご意見というのは、より実態に合わせた調査をしたほうがいだろうという理解でよろしいですかね。

○高藤委員 はい。そういうことです。なかなか2か月から4か月齢の子猫からオーシストが、集オーシスト法で見つかるだとか、またはこういうような環境で飼われている猫で、トキソプラズマに感染する可能性が低いからやらなくていいというわけではないですが、陽性になる確率は低いものなので、調査としてどうかなと少し感じました。

○千葉座長 ありがとうございます。

では、今のご意見、事務局で、また参考にして新しい計画を立てていただくということによいでしょうか。高藤先生、ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、ご意見等はございますでしょうか。また最後、総括がございしますので、ご意見等がありましたら、そのときにでも頂戴できればと思います。

続きまして、次の調査の報告を事務局からお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料2の令和7年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果をご覧いただければと存じます。

モニタリング事業は、モニタリング調査とサンプリング調査の二本立てで構成されており、都内の動物病院のご協力をいただきまして、あらかじめ指定した動物由来感染症の発生状況を把握し、啓発などに活用することを目的としているものです。

2番に事業概要のフロー図がございますけれども、事業の一部は東京都獣医師会に委託して行っております。また、検査は民間の検査機関と、必要に応じて健康安全研究センターで実施しております。

調査の概要について、まずモニタリング調査からご説明いたします。

実施期間、調査対象は表のとおりです。犬と猫で一番下の行が異なっておりまして、犬では、犬ブルセラ症、猫ではトキソプラズマ症を対象としております。

調査方法ですが、東京都獣医師会に指定いただきました動物病院20病院における月ごとの診察頭数と、感染していると診断した頭数の報告を受ける方法で行っております。

次のページ2番、サンプリング調査につきまして、ご説明いたします。

調査対象及び検体数につきましては、対象とする病原体が二つございます。一つ目が大腸菌で、こちらは病原体定点としている6病院におきまして飼い主から了承を得られた犬及び猫の糞便、各78検体、合計156検体を対象としております。二つ目がSFTSウイルスで、病原体定点の6病院におきまして、犬または猫の口腔スワブ3検体、計18検体を対象としております。こちらは、一昨年度に引き続きまして、可能な限り

で外飼いの猫からの採取をお願いして実施いたしました。

調査方法ですけれども、大腸菌については、病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼し、大腸菌が検出された場合には、健康安全研究センターにて菌株を腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌について検査を行っております。SFTSウイルスにつきましては、病院から直接、健康安全研究センターに検体を送付いただきまして、検査を実施しております。

次に、調査結果です。前回の検討会では12月末までの結果をまとめた中間報告でしたが、今回は年度末までの1年間の結果となります。

まず、(1) モニタリング調査の結果です。実施頭数と内訳は資料のとおりです。区部と多摩部と分けて記載をしております。

次のページに、犬の診断状況を記載しております。受診した犬のうち21頭、0.03%でモニタリング対象の感染症と診断されております。表1の下から2行目に総計を記載しておりまして、陽性となった項目は皮膚糸状菌症、回虫症、コリネバクテリウム症となります。コリネバクテリウム症と診断された患者は4頭おりまして、1から3月でも3頭計上されているところですが、いずれもウルセランスかどうかは不明であり、飼い主には特段の症状はないとご報告をいただいております。

参考として、令和6年度の結果を合わせて記載しております。受診頭数は令和6年度並みとなっており、皮膚糸状菌症と診断された頭数が令和6年度よりも増加しております。こちらですが、数か月にわたって治療継続した個体があり、延べ15頭となっておりますが、個体数としては10頭以下というような結果となっております。

次のページに、猫の診断状況の結果をお示ししております。

猫で陽性となった項目は、皮膚糸状菌症、回虫症、コリネバクテリウム症です。こちらのコリネバクテリウム症と診断された患者は1頭ですが、こちらにつきましてもウルセランスかどうかは不明で、飼い主には症状はないという報告でございました。

令和6年度との比較では、猫では、犬とは反対に、皮膚糸状菌症、回虫症と診断された頭数が減少しておりました。

次に、(2) サンプル調査について。次のページになります。検体数や内訳は資料のとおりです。

表3が大腸菌の調査結果です。犬では調査した87検体中77検体から、猫では65検体中50検体から大腸菌が分離されました。検査機関で分離された大腸菌株について、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認するとともに、薬剤感受性試験を実施しております。

表4が腸管出血性大腸菌の結果です。犬、猫の菌株いずれからもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。薬剤耐性菌の検出状況ですが、犬では31株、猫では11株について薬剤耐性菌が検出されました。

次のページの表5に、犬で検出された31株について、薬剤耐性の詳細をお示しし

ております。また、その次のページ表6に、猫で検出されました11株の詳細をお示ししております。

こちらの腸管出血性大腸菌と薬剤耐性菌の検出結果につきましては、ご協力いただきました各動物病院に情報提供しております。

次に、(3)がSFVウイルスの検査結果です。検査は犬3頭、猫15頭を対象に実施いたしました。このうち、屋外でも活動する猫は4頭、また屋外飼養の犬が1頭でした。結果は、18検体全てでSFVウイルス遺伝子は検出されておられません。

以上が昨年度の調査結果です。

○千葉座長 ありがとうございます。

ただいまの内容につきまして、委員の先生方からご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 以前もお伺いしたことがある話かもしれませんが、再確認として、このコリネバクテリウム症のウルセランスかどうかはいずれも分からないというのは、これは高藤先生にお伺いするのもいいのかもしれませんが、検査会社に出すとコリネバクテリウムspみたいな形で返ってくるから、それ以上は詳しく分からないということでしょうか。

○高藤委員 検査センターによっても違いますが、やはり種まで出ず、spと出ることが多いと思います。ただ、検査会社によって、ウルセランスみたいなものと種まで書いてくれるところもありますが、その病院で、どこの検査センターを使っているということで大きく変わってくるのかなと。あとは、どこから分離されたものなのかということも聞いてみると、外耳炎の培養をすると、コリネバクテリウムのspと出ることが結構あります。それがウルセランスまでって関心のない獣医師も多いのかなのか、関心がなくて、まあこんなのいるよねと思っているのかもしれないので、もっと具体的に出た病院に、種まで出ていますかとか、どこから採られた菌ですかということを聞いてもいいのかなと僕も感じたところです。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今こちらで把握している情報として、いただいている情報が限られているので、検体がどこかということまでは持ち合わせていないんですが、症状として、例えば耳がかゆいですとか耳介の炎症ということで来ているのが犬で2頭あるというところですね。

○高藤委員 私は東京都獣医師会に所属しているのでもしかしたら、確認することはできると思います。もし必要があれば、各病院に僕が電話して伺って、種まで出ているのかとか、どこで分離したかというのが、必要があれば聞くこともできますので、おっしゃっていただければと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

最後に、この件に関して一つだけ。コリネバクテリウム症というのが、動物由来感

染症のモニタリングとしてというので、ウルセランスの中でも特に毒素産生性のジフテリア様のウルセランスが出ているんだろうかというところを念頭に置いているからこそ、解像度は少し上げたほうが有意義なのかなと思ったところです。

○千葉座長 事務局から追加は大丈夫ですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今いただいたご意見を参考に、検出の報告があった場合に、追加で内容確認するなど、対応について考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

○千葉座長 その節は、また高藤先生、よろしくお願いいたします。

ほか、ございますでしょうか。

では、また最後、総括のところ追加があればというところでございます。

続きまして、議題１の（３）について、説明よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 資料３の令和７年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果の資料をご覧ください。

こちらは、城南島出張所長の藤澤よりご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 ご説明させていただきます。

まず資料の１番、犬と猫の寄生虫調査についてですが、令和７年４月から令和８年３月まで、犬５頭、延べ検体数は５、猫２７頭、延べ検体数は３６の直接法、浮遊法による糞便検査と、犬５頭、猫１３頭の解剖検査による虫体確認を行いました。なお、動物愛護相談センターで虫卵、虫体の同定が困難な場合は、健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に同定の協力をお願いすることになっております。

（４）結果です。①糞便検査では、全ての検体から虫卵等は検出されませんでした。②解剖検査では、猫１頭から猫条虫が検出されました。

続きまして、２番、犬及び猫のＳＦＴＳウイルス遺伝子モニタリング調査についてです。令和７年４月から令和８年３月までに、犬及び猫の口腔拭い液、犬２頭、猫７４頭から検体を採取し、健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科において、リアルタイムＰＣＲ法による検査を行いました。全ての検体でＳＦＴＳウイルス遺伝子は検出されませんでした。

資料、次のページに行かせていただいて、検体採取の月別はどのようになっているのかというお問合せが前回の検討会でございましたので、月ごとに犬、猫、何頭の検査を行っているかというのをまとめたものをお示ししております。参考にいただければと思います。以上です。

○千葉座長 ありがとうございます。議題１（３）、資料３を基に説明いただきました。

委員の皆様から、本件に関し、ご質問等はございますでしょうか。

前回の検討会の内容を受け、月別の集計もしてもらったというところでございますが、本件、大丈夫でしょうか。

では、先に進めさせていただきます。次は１の（４）ですね。狂犬病の調査結果に

なりますか。事務局、よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 資料4の令和7年度狂犬病調査結果をご覧ください。

こちらは、昨年度第2回検討会にて速報として既にご報告しておりまして、内容に変更はございませんが、改めてご説明いたします。

厚生労働省の実施要領に基づきまして、昨年度も都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。検体として、犬はC群を5頭、野生動物についてはB群のタヌキを2頭検査いたしました。分類の詳細は資料をご確認いただければと思います。

次のページに移っていただきまして、2の調査実施機関ですけれども、犬については検体採取までを動物愛護相談センターで行いまして、健康安全研究センターで遺伝子検査を行っております。野生動物については、検体採取から遺伝子検査・抗原検査を健康安全研究センター、当課、動物愛護相談センターの3者で実施しております。野生動物の検体は環境局からの提供となります。

調査結果は表1のとおり、いずれも陰性でした。以上が昨年度の結果です。

○千葉座長 ありがとうございます。狂犬病の調査結果ですね。ただいま事務局から説明いただいた点について、委員の皆様、質問等はございますか。あるいは、追加等がございますでしょうか。では、また追加がございましたら、最後、総括のところでもよろしくお願いいたします。

それでは分析評価に向けた検討でしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 全体を通して何かご意見があればというところになります。

○千葉座長 これで議題の1が終わったということで、全体、(1)から(4)に関して、まとめて何かございますでしょうか。もうそれぞれ個別にご質問、ご意見を頂戴しているところではございますが。

では、事務局のほうで、委員の皆様からいただいたご意見をふまえて対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、今度は議題2に移らせていただきます。今度は本年度の調査計画についてです。お手元、次第の(1)から(4)までまとめて事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和8年度の各事業につきまして、昨年度第2回検討会で案としてご案内させていただきまして、内容に変更等はあまりないのですけれども、改めてご説明させていただきます。

まず資料5、令和8年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画をご覧ください。

最初のページには、販売業と展示業について、まとめて記載しております。

今年度も、動物取扱業者への自主管理導入の推進を目的といたしまして、第一種動物取扱業の販売及び展示の登録施設を対象に調査を実施いたします。詳細は次のページ

以降ですけれども、まず販売業につきましては、経時的な変化を追えるように昨年度と同様の調査計画としております。展示業につきましては、平成23年度から昨年度までは、主に屋外でふれあい展示を行う動物園等を対象として動物の病原体保有状況調査を実施いたしまして、結果に基づき、陽性時の対応等について事業者への助言・指導を行ってまいりました。本年度につきましては、昨年度までの動物園での調査で蓄積したデータを踏まえまして、不特定多数の利用者が屋内の施設でより身近に動物と触れ合う、いわゆる動物カフェ等を対象として施設内の拭き取り検査による衛生管理調査を実施いたします。

まず次のページ、別紙1の販売業の計画をご覧くださいと思います。

2番、対象業者といたしまして、都内の販売業者8施設程度につきまして、3番、対象動物及び検体といたしましては、犬、猫の糞便と被毛を1施設当たり5から10検体、合計で40から80検体を予定しております。昨年度までは1施設当たり10検体としておりまして、対象施設が取扱動物の多い施設に限られておりました。本年度計画では、検体数に幅を持たせることで、より多くの施設を対象としております。

実施期間、検査項目、検査方法等は資料に記載のとおりで、検査項目につきましても昨年度と変更はございません。

次のページの10番に、陽性検体検出時の対応を記載してございます。検査で陽性が出た場合には、事業者に対して利用客への注意喚起、飼養施設の洗浄・消毒、従業員の健康観察等を指導いたします。動物につきましては、動物病院への受診を指示するとともに、再検査について希望があれば東京都で行うことをご案内いたします。指導の際には、必要に応じて、菌種による病原性の違いなどについて、健康安全研究センターから助言を受けながら行います。

11番、次のページの検査結果の取扱いについてですが、検討会の場でご報告するとともに、リーフレットやホームページなどを利用し、動物取扱業者に対して情報提供いたします。

次に、別紙2、展示業の計画です。屋内で不特定多数の利用客が動物とのふれあいを行います、いわゆる動物カフェ等におきまして、動物を取り扱うことによる動物由来感染症病原体の汚染実態を把握するため、施設のふき取り調査を実施いたします。

2番、調査対象施設についてです。これまでの調査で、病原体の保有状況を把握している犬、猫、また、これまで動物園で実施した調査で病原体保有率が高かった動物種、反芻動物又は豚を含む動物を取り扱う動物カフェ等を対象といたします。カフェと呼ばれているところですが、対象施設としては、汚染源を限定する目的から、食品の取扱いがある施設、具体的には食品衛生法で許可・届出がある施設は除きまして、1から2施設で実施する予定です。

3番、対象検体及び検体数は、1施設当たり10検体程度といたしまして、飼養施設、ふれあいスペースにおいて、動物、従業員又は利用客がよく触れる箇所を中心に動

物愛護相談センター職員がふき取りを実施いたします。

4番、検査項目及び検査方法ですが、実施施設に対しては、ふき取り調査のほかに聞き取り調査を併せて実施いたしまして、施設の衛生管理方法や利用客への手洗い等の案内状況について確認いたします。

そのほかの検査項目や検査方法などは、資料にお示ししたとおりです。

次のページに8番、陽性検体が検出された場合の対応につきまして記載してまいります。事業者に対して、飼養施設及びふれあいスペースの洗浄・消毒、利用客への衛生上の注意喚起徹底について指導いたします。

また、動物の健康状態に異常があれば、かかりつけの動物病院への受診及び獣医師の判断による措置の実施を助言いたしまして、必要に応じて、感染拡大防止のために治療及び隔離を指導いたします。

検査結果の取扱いにつきましては、販売業と同様に、本検討会でご報告するとともに、動物取扱業者への情報提供を行います。

動物取扱業に関する説明は以上となります。

続きまして、資料6、令和8年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画をご覧くださいと思います。

こちらは引き続き、モニタリング調査とサンプリング調査の二本立てで実施してまいります。モニタリング調査につきましては、昨年度と同様の内容で4月から事業を開始しているところです。

次のページ、サンプリング調査につきましても、昨年度と同様の内容にて大腸菌については既に事業を開始しております。SFTSにつきましては、9月から11月まで、各病院で一月に1検体ずつ、計18検体を予定しております。本年度も、各動物病院へは、可能な範囲で外飼いの猫を対象としていただきたい旨、お願いしております。

次に資料7、令和8年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画について、こちらは城南島出張所長の藤澤よりご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和8年度の動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画です。

2をご覧ください。調査項目は二つになります。（1）犬及び猫の寄生虫調査ですが、これは継続事業として、令和7年度と同じ規模で行う予定です。（2）犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査。こちらについても継続事業として、令和7年度と同じ規模で行ってまいります。4番、調査結果につきましては、動物愛護相談センター調査研究発表会及び動物由来感染症検討会に報告し、内容を精査した後、都民や動物取扱業者を対象とした普及啓発資料として活用する予定です。以上です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 次に資料8、令和8年度狂犬病調査計画について、ご説明いたします。

狂犬病調査につきましては、昨年度と同様の内容にて事業を開始しております。

(2)の調査対象として、資料にありますとおり、犬、野生動物等をA群からC群の3群に分類した上で、(3)の調査規模に応じまして検査を実施いたします。A群につきましては危険度が非常に高いものとなりますので、その都度、緊急に検査を行うこととしております。

次のページ、3番の調査結果の取扱いですけれども、実施要領に基づきまして結果を厚生労働省に報告いたします。また、本検討会でも実施状況を報告させていただきます。

4番、陽性時の対応ですが、狂犬病予防法に基づく届出ですとか報告、また国のガイドライン2013に準じまして、まん延防止対策や積極的疫学調査等、清浄化までの対応を行います。

以上で、今年度の計画のご説明となります。

○千葉座長 ありがとうございます。議題2について、資料5から8を使って事務局から説明いただきました。

既に令和8年度の事業が動いていて、調査時期的には始まって2か月、3か月といったところもございましたが、委員の皆様から本件に関しご質問、ご意見、追加等がございますでしょうか。

はい、お願いします。

○中村委員 資料5の別紙2でご説明いただいた展示に関する動物の調査なんですけど、今まで屋外でふれあい飼育の動物を対象にしていたものを、動物カフェに今年度から移して調べていくというのはすごくいい視点だと思うんですね。過去にデータがある犬と猫と、それから反芻動物や豚を対象にするということで、それも、とてもいいと思うんです。ただ、その動物カフェって結構いろんな動物、犬、猫、身近な愛玩動物以外にも、例えば爬虫類とかを扱っているところもあると思うんですね。なので、万が一、例えば爬虫類だとやっぱりサルモネラがすごく有名だと思うんですけど、そういう事案が起こったときに、何か調査をできるような費用だとか、あるいは動物カフェでどういう動物を扱っているかをあらかじめ調査をしておいて、何か事件が起こった際、調査で情報を得るとか、次の年度からそこも対象に入れるとか何か計画があると、リアルタイム性があっていいかなと思いました。

○千葉座長 今、中村先生からご発言がございましたが、事務局、いかがでしょう。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ご意見ありがとうございます。

動物取扱業が取り扱う動物種についてですが、実は、申請の際に、申請書類の中で出していただいております、一定の範囲では把握はしているところです。ただ、その後に変更があり、変更の届けがまだない場合もあったりしますので、大枠で把握できているところです。

今回は、展示のふき取り調査自体が初めての試みということで、どういう菌が検出されるかが分かっている動物で、どのような汚染の広がり方をするのかというのを把握

し、それを取っかかりにしまして、その結果が他の動物や、他の菌であっても汚れ方はそんなには変わらないというか、応用もできるのかというところと、場合によって、他の動物種に広げるですとか、そういった検討も今後していく形になるのかなと考えております。

○中村委員 今年度はもう事業計画を変えることは難しいと思うので、今後計画を立てるときに、そこまで取扱いが多くない動物を扱っている業者さんも対象にするのかどうかということも併せて検討されるといいのかなというご提案です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○千葉座長 中村先生、ありがとうございました。

今年度、第2回のときに、その辺のアウトラインが出てくるという感じですかね。
中村先生からいただいたご質問、ご意見が反映されるようなものが、もしかしたら見えてくるかもしれない。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 第2回で、今年度の中間報告と、来年度、こういう計画を考えていますというような形でお諮りすることになるかと思います。

○千葉座長 それから、森田先生、高藤先生のほうは大丈夫でしょうか。

もう既に事業として動いているところはございますが。

○森田委員 すごい基本的なことで申し訳ないんですけども、この経年変化を見ていると思うんですが、大体1年にどれぐらい出たらよろしくないとか、そういう目安みたいなものがあるんですか。

○千葉座長 森田先生、少々お待ちください。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 取扱業の販売のところについてでしょうか。

○千葉座長 森田先生、事務局から販売業の取扱いのところですかと話がありましたがそうでしょうか。

○森田委員 特にここでというわけでもないんですけども、この一連のいろいろな調査で、前年との比較ということで検査項目はあまり変えていないという話もあったので、経年変化を見ているのかなとは思いますが、恐らく1件出てもちょっと危ない、これは大変という病原体もあるとは思いますが、そうでもない病原体もあるのかなと思って、その目安みたいなものがもしあるようでしたらざっくりと教えていただきたいなと思いました。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今、森田委員がおっしゃったとおり、やはり対象によって違いまして、狂犬病やSF T Sは今、基本的に都内で発生がないので、1件でも出たらそれに対しての対応が生じるという性質のものではあります。それ以外の、例えば病原性大腸菌ですとかは長いスパンである程度変遷を見つつ、あとは個別の、例えば取扱業の調査であれば、個別の事業者の管理状況を確認できるというところもあるので、そういった両方の意味合いで調査は実施しているというところはあるかと思います。

○千葉座長 森田先生、今、そういう意味ではゼロイチで見えていくのか、出ているものを

トレンドで追っていくのかということは今、事務局のほうは回答したと理解しているんですけども、先生のご質問のお答えになっているのでしょうか。

○森田委員 ありがとうございます。明確にこれが聞きたかったというわけでもないんですけども。例えばペットショップとかブリーダーとかで、たくさん出たらその管理がよくないのかなというのは、そういう意味はあるのかなと思ったので、その答えも聞けてよかったかなと思います。ありがとうございます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 例えば、動物病院のモニタリングでは広く情報を取ってきているので、都内にいるペットの状況を見るような趣旨での調査というところと、取扱業については皮膚糸状菌とかジアルジアなど、施設の中の管理の状況ですとか、場合によってはブリーダーさんからの流れなのかとか、そういったところも把握できるというスタンスがあると考えているところです。

○千葉座長 森田先生、ありがとうございました。

非常に鋭いご指摘だというふうに私も思いました。要は、調査としては2階建てになっているというところで、出てはいけないものを見ていくというものと、ある程度出るものを可能な範囲で抑えていくというところを、施設毎に見るのか、施設を横、串刺しにして全体として見ていくのかというところで今、事務局から回答があったと私は理解しておるんですが、大体このようなところで先生からのご質問に対してのお答えになっておりますでしょうか。

また、ここ、今ご質問いただいた点に関しましては整理をした上で、違う形でお答え、ご回答としてお返しさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

ほか、先生方、ご質問ありますでしょうか。

○鈴木委員 二つぐらい伺いたいんですけど、販売のほうで、これはもともと10検体目安だったのが、下のほうに幅を持たせたということなので、今まであんまり見ていなかった、小規模な施設の実態を調べようという趣旨ですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、おっしゃるとおりです。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。それについては理解しました。

もう一つが展示なんですけど、教えていただきたいのは、食品衛生法の営業許可及び営業届出を要さない施設というのは、いわゆる生の調理をしなくて袋菓子とかを出すところだと許可が要らないとか、そんな話だったような気がするんですが、そういうところを選んでやっているということで間違いないでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。全く何にも提供しないところもありますし、あとは、今おっしゃってくださったような、ペットボトルとかの封をされている食品をその場で売るだけみたいなレベル感のところだけというところですよ。むき出しの食べ物を取り扱うようなところだと、食品からの汚染の可能性なども否定できなくなってしまうのでという趣旨になります。

○鈴木委員 なるほど、そういうことなんですね。ふき取り調査をしたときに、由来が分

かりにくいから、食品から由来するものはほばないだろうという施設を、この法律の切り取りをすると分かるということなんですね。分かりました。

あとは、質問というより感想みたいなことなんですけど、私も一般的でない動物を取り扱う動物カフェの事案とかを研究業務として扱ったことが実際にあったり、爬虫類では今まで知られていない新種の菌というの、この1年で2個ぐらい取っています。この調査は項目がはっきりしていますが、特に爬虫類になると本当に何が出てくるかわからない、何がリスクかということ自体が、教科書的にもわからないみたいなのところもあると思うんですね。なので、まずここから始めるということで、多分そこからの広がりを持たせ方というのがすごくあるので、そこを少しずつやっていくのかなというふうに思いました。

○千葉座長 ありがとうございます。エキゾチックアニマルのように、どんな菌相なのかがよく分からないようなものが世の中に出回ってというのを想定されたのが今、鈴木先生からのご感想ということですかね。

今そういった、ちょっと変わった動物が、どんな菌相なのかとかという文献情報みたいなものというのは健安研で何か情報を持っていますか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 どういう動物がどういう病原体を持っているかというのはあんまり調べてなくて、もともとと言われているような、爬虫類であればサルモネラとさっき中村先生がおっしゃったような、そういうふうに問題視されている病原体のほうを意識して見るみたいなことはあるんですけども、広くどういうのを持っているかというのを、そのレアなところに押さえるみたいな検査はあまりしたことがございません。

○千葉座長 ありがとうございます。

また何か文献等を調査してみて情報が出てきたら共有させていただくというのと同時に、この令和8年度の調査の中で、もしかすると何か新しい知見が出てくるかもしれないところですかね。鈴木先生、ありがとうございます。

ほか、先生方、よろしいでしょうか。

今、追加での様々なご意見、それからご感想といったところで頂戴いたしました。この内容を踏まえて、令和8年度の調査に生かしていきたいと思えますし、また令和9年度の計画にも反映できるところは逐次反映していくという形で進めさせていただければと思います。

続きまして、事務局からの報告をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 参考資料4をご覧くださいと思います。

右上の資料切替ボタンを押していただいて参考資料に移っていただくような流れになります。

こちら、本年4月1日に狂犬病予防法の施行規則の一部を改正する省令が公布されました。改正の内容としまして大きく2点ございます。1点目が、犬の所有者は毎年1

回、犬に狂犬病予防接種を受けさせる義務があるところなんですけれども、これまでは4月1日から6月30日の期間が定められておりましたが、通年での接種が可能となります。2点目が、これまでは、毎年3月2日から3月末までに予防注射を行った場合は翌年度の注射済票を交付することとされておりまして、その年の翌4月から6月の注射というのは打たないことができたんですけれども、通年接種が可能になることから、この規定が廃止されます。来年の3月2日から施行されますため、次の3月に接種した場合は本年度の狂犬病予防注射済票が交付されることになります。現在、この施行規則改正の施行に向けまして、各自治体において体制整備ですとか普及啓発を進めているところです。

○千葉座長　ありがとうございました。

狂犬病予防法の規制改正の報告でございますが、委員の先生方からご意見、ご追加等はございますでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終わりなのですが、全体を通して委員の先生方からご意見、ご追加、ご感想等々ございましたらお願いしたいのですが。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

動物愛護相談センターのほうから何かご追加等はよろしいでしょうか。

感染症対策部からも参加いただいておりますので、何かございましたら。

○感染症対策部防疫課長　では、貴重な機会ですので発言をさせていただきます。

冒頭、栗原課長からおっしゃっていただいたSFTSにつきましては、ヒトのSFTSの感染の報告数も年々増加してきております。特に、獣医師の皆様の危機感是非常に高まっている状況と思いますので、私どもも、ヒトの感染事例について、発生がありましたら速やかに関連の団体の皆様や都民に情報を共有していきたいと思っております。

○千葉座長　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それから、健康安全研究センター研究部のほうからも何かございますか。大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございました。

当初予定していた時間よりも、ご参加いただいた皆様のご協力の下、大分早く会議が進行したところでございます。

本日皆様からいただいたご意見、ご要望につきましては、まとめてまた事務局のほうで調整しながら、次年度の事業に反映させていただければと思います。

では、本日の検討会はこれにて終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しさせていただきます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当　本日も様々ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

今回の検討会では、先ほども少し触れましたが、本年度の調査結果について中間報

告をさせていただきます。開催は、例年どおりの来年の２月頃を予定しております。改めて事務局より日程調整のご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございました。

(午後３時０８分 閉会)